

令和4年11月24日

豊田市長 太田 稔彦 様

藤岡地域会議

会長 山本 盛彦

答 申 書

令和4年8月25日付けで諮問を受けたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 個別支援台帳の作成における課題

(1) 避難行動要支援者名簿制度の周知について

地域では避難行動要支援者名簿制度（以下「制度」という。）があること自体を知らない人が多く、周知が不十分であると考えます。避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に関する情報収集を行う各自治区長への制度説明、情報提供を行う要支援者への制度説明及び地域全体への制度周知について、複数の媒体（広報とよた、支所だより、チラシ配布等）を活用するなど、あらゆる手段を駆使する必要があると考えます。

特に、「要支援者を地域で守るために、このような取組を行っている」、「個別支援台帳に記載される情報は、住民を『万が一』の時に命を守ってくれる必要な情報である」という切り口で、住民の心を動かす働きかけが有効であると考えます。

(2) 情報管理、支援を受けることへの不安について

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）への掲載についての不同意者の中には、個人情報の取扱いに不安を覚える方も含まれます。特に、名簿に記載される個人情報及び個別支援台帳作成に必要な個人情報が地域内でどこまで共有されるのか、どのように管理されるのかについては、制度の理解を深めるためにも要支援者への配慮をした上での説明が必要であると考えます。

個別支援台帳作成にあたり、日常生活で要支援者を支援している人（民生委員、ケアマネージャーなど）と連携することにより、支援を受けることへの要支援者の不安解消に繋がるのではないかと考えます。また、個別支援台帳の記載項目を要支援者に配慮した内容に見直す（要介護度、具体的な障がいの内容に関する記載を削除するなど）ことで要支援者の個別支援台帳作成に対する抵抗感を軽くすることができ、実効性を高めることができると考えます。

(3) 個別支援台帳作成に係る体制について

個別支援台帳を作成する自治区内の体制について、誰がどのように調査を行うかなど、負担が偏らない体制が整備できると、個別支援台帳の作成を推進できるのではと考えます。また、個別支援台帳の作り方などの資料（作成要領）を自治区に配布し、自治区内で引き継いでいける体制の構築も重要であると考えます。

2 自地域で取組が可能な個別支援台帳の活用方法

(1) 自治区の実践での活用について

個別支援台帳の作成を通じて、自治区の定例会などで、非常時に要支援者に対してどのような避難支援が必要か、誰がどのような支援をすべきかなど、想定及び訓練を行うことが可能になります。そして、個別支援台帳から得た情報を丁寧に分析し、自治区内にどのような人がいるかなどの情報を、草刈りや買い物などの他の生活上の支援と紐づけることで、個別支援台帳作成の実効性をより高めることができ、地域の取組に反映できると考えます。

(2) 近隣住民、家庭での活用について

個別支援台帳の作成が、近隣の住民同士、家族の中で非常時の対応を話し合うきっかけづくりに繋がるものと考えます。日頃から地域全体で要支援者と密接な関わりを持つことによって、様々な取組の実効性を高めることができると考えます。